

ごみ減量について



西宮市環境局環境事業部
美化企画グループ

2012.2.17 井上 信宏

資源の節約・持続可能な社会

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会



循環型社会形成推進基本法



循環型社会の形成

低炭素社会の形成

目次

・事業者の責務

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2. 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

・特定事業者

1. 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
2. 廃棄物減量化等計画書兼廃棄物管理責任者選任届出書

・事業者の取り組み事例

「日本盛株式会社」

・事業者の責務

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2. 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

・特定事業者

1. 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する

条例施行規則

(特定事業者)

第8条 第1項

- (1) 建築物 店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- (2) 事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上のもの
- (3) その他市長が指定した多量排出事業者の建築物

・特定事業者

2. 廃棄物減量化等計画書 兼

廃棄物管理責任者選任届出書

(特定事業者の減量化等計画)

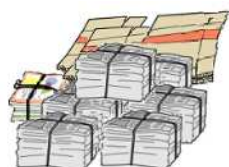
第12条 規則で定める規模以上の建築物を事業の用に供する事業者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理及び再生利用に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を市長に提出しなければならない。減量化等計画書に変更があった場合も、同様とする。

Ⅲ. 事業所の取り組み事例

日本盛株式会社



紙類



01. コピー用紙(模造)
02. 雑紙・包装紙
03. シュレッダー紙
04. 本・雑誌
05. 紙管
06. ボール紙
07. 炭素・塩袋
08. コンピューター用紙
09. ダンボール
10. 新聞紙
11. 金箔入ダンボール
12. 酒パック

各部署での 手元分別



社内の部署ごとに
分別BOXを設置



リサイクル置場



計量はかりで重量測定

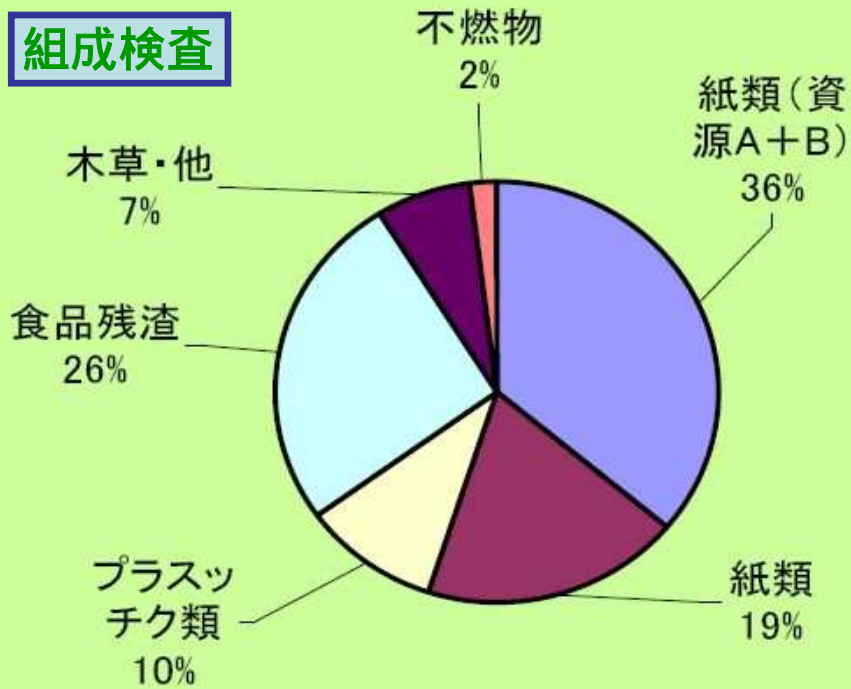
【分別を開始するにあたり】

- ・なぜ分別の取り組みを実施しなければならないのか
- ・どこまでの分別を実施すればよいのか
- ・社員への分別の周知

【広報、啓発】

- ・社内で定期的に分別マニュアルの研修を実施
- ・社内の目につく箇所に啓発ポスターなどを掲示

組成検査



ご清聴ありがとうございました

事業所から排出されるごみの減量・資源化にご協力をお願いいたします。

